

「三〇周年記念誌」が発行されているのは一九八一年（昭和五十六年）五月であり、本件処分のわずか五、六年前のことである。本件

処分を強行するために、歴史的事実をまなかつたものとし、ほんの数年前の歴史的総括も無視し、人々の目を欺いた処分者の作為は許し難いものである。

さらに、一九九〇年(平成二年)一月二月発行の「四〇周年記念誌」の高校教育の項においても、「昭和五五年以降は、人間尊重の教育とよき校風を守り育てる市芦高校の実現をめざして、教職員・関係者が一丸となって努力を重ねてきた」(甲第一二四号証P六三)とあり、前記処分者主張は公示の文書にも反する言いがかりに過ぎないことは明らかである。

11 一九八六年(昭和六一年)二月五日に芦屋市長に提出された芦屋市同和対策審議会(会長和島岩吉)の「芦屋市の同和行政のあり方について(基本答申)」(以下「基本答申」という)(甲第一二四号証P一九以下)で、同和対策の基本理念として行政のなすべきことを指摘し、同和行政の徹底を求めている。

すなわち「芦屋市は生活環境と都市機能の整備、人権尊重の人づくりと教育文化の向上、健康と暮らしを高める市民生活の充実という三つの目標を掲げている。その目標を達成するためには、三項目すべてにおいて同和地区への優先的な施策を抜きにはできない。このことは自明の理である。

…人権尊重の人づくりと教育文化の向上に

ているのであり、基本答申、答申の内容について処分者は熟知していたものと言える。

これらの答申には、市芦高校での教育の核心について正当な評価と今後の課題が示されていたのである。

これらの答申からも、前述の処分者の主張は否定されている。

12 市芦高校の教育実践が同和教育並びに人権教育の観点から見て、どのように位置づけることができるのか、同校の教師たちの取組みと指導が全国的な水準から見て、どのように評価できるのかについては、川向秀武教授の意見書(甲第三九三三三三三三)P一四二二六に詳述されている。

そこでは、高校における教育実践としても、同和教育・人権教育の観点から見ても、すぐれた取り組みとして高く評価されている。

特に、「市芦高校の教育実践の特徴を一言でいえば、教育から切捨てられてきた被差別の子どもたち、重い課題を背負った子どもたちに寄添い、子どもたちの自立を励ます教育を教師集団として推進してきたことであった。…市芦高校の教師集団は、教育行政の一定の支えのもとで、それと一定の緊張関係を持ちながらも、学校教育への諦めと飢餓に苛まれる子供たちとその背後にいる親たちとの出会いを大切にしながらありました。」(同P

については、まず基本として同和教育の徹底が求められる。

…これまで芦屋市の教育が、基本目標として掲げてきた「人間を大切にすること」ということは、すべての子どもたちに生きる力をつけ、進路を保障することを目指している。

もし、その目標を踏み外し、受験本意の社会風潮におもねてハンディキャップを負う子どもたちを切り捨てることになれば、公教育の否定どころか、教育そのものを放棄するに等しい。そうした誤った立場から「同和教育」を否定してかかる傾向が見られるとすれば、それは正しい同和教育がなされてこなかったこととの証明になろう。同和教育は、同和地区を対象とした差別教育ではなく、全市民が人間性を確立するための人権教育である。」と述べていることは処分者も周知のことである。

その上で、後期中等教育について、市芦高校の努めてきた役割を高く評価し、困難な条件下にある子供をはじめとして、すべての子供たちの進学希望を実現し、魅力ある学校とすることを課題として指摘している。すなわち「芦屋市の高等学校教育は、他市と異なる学区制の下で、小学区制すなわち一校一学区制による輪切り現象の廃止という理念に徹することもできず、また、すべての子供にさまざまな公立の高校教育の機会を提供するという大学区制の利点を生かすこともできない状況

一四一五」と評価されている。

市芦高校の教育についての特徴的なことについて、全国的な同和教育運動の動きはもとより、部落解放運動の闘いによる提起をはじめ、兵庫県における同和教育をめぐる状況の中で形成されたものであり、被差別の子どもたち、重たい課題を持った子どもたちを受入れることにより、新制高校の理念でもある「全入主義」を守り、大切にしてきた学校であることを指摘している(同P一六以下)。

そして、「現在の子どもたちが直面している諸課題を克服していく筋道は、一九七〇年代から八〇年代にかけて取組まれてきた市芦高校のようなぬくもりのある教育実践や教育活動が必要とされていることです。社会問題となつていくいじめ、不登校の激増をはじめ、高校中退率の慢性的高さ、無気力、無感動、無関心に追込まれている子どもたちの現実、これまでの競争主義、成績主義を錦の御旗とする教育行政が生み出した結果であります。こうした矛盾を引き起こしたかったのは、被差別の子どもや重たい課題を持った子どもたちを平然として切捨ててきたからだと思えます。これらの実態は、対処療法や小手先の対策では決して解決することはできません。現在の不条理な教育を変革していくためには、被差別の子どもたちが生き生きといたった頃の市芦高校の教育を再生していくことを心から

況にある。ところが、子供を持つ親たちの本市教育への不満は、制度上の問題に向けられず、往々にして同和教育に起因するかのような誤解を生ぜしめている。市民の間には、市立の高校のあり方にたいする批判がある。

しかし、その中で、多くの子供の高校教育の保障に努めてきた市芦高校の役割は大きなものがある。なお今後、市芦高校を困難な条件下にある子供をはじめとして、すべての子供たちが進学を希望し、進学してよかったと言える、魅力ある学校として育てていくことが課題と言えよう。」と明解に述べている。

さらに、一九八八年(昭和六三年)一〇月四日の同審議会による、「芦屋市の同和行政のあり方について(答申)」(以下「答申」という)(甲第一二四号証P一九以下)では、前記の基本答申とともに答申を尊重し、同和問題の早期解決に向けて施策の推進に一層の努力を求めている。その中で、市芦高校の整備・充実をあげ、「学級運営・学習指導・進路指導に関する研究体制の確立と研究の推進とともに困難な条件下にある子供の進学の保障」(同P一三〇)を再度強調していることも処分者は承知のことである。

芦屋市同和対策審議会委員は、七名の知識経験者を中心に行政機関、関係団体の委員により構成されており、四名の行政機関代表の中には、松本教育長も委員として名前を連ね

切望するもの」(同書P二七)と提起しているのである。

三 松本教育長による市芦高校教育への介入と破壊

1 前述した市芦高校における教育が急転回させられていくのは、一九八六年(昭和六一年)の芝田教育長から松本教育長への教育長交替を機としてである。任期途中のこの交替は、翌年の市長選挙がらみの教育長交替という印象が強く、松本教育長は「教育改革」を看板にして、それを強権的に押し進めることで市長の信任に応えようとしたのである。翌年四月の選挙日程という政治スケジュールにあわせたがゆえに、唐突かつ性急に、力づくで「教育改革」の実績を上げようとして教育現場へ土足で踏込んだのである。そこには共に子どもを育てることを考え、憂えるという姿勢はみじんもなかったといえる。

選挙直前の「広報あしや」(市民と語る教育の現状)と題する市長・教育長出席の座談会)では、一保護者の「やる気の無い先生を異動してほしい」との発言に、市長は「教職員の市外校との人事交流など、松本教育長の県教育委員会時代の経歴が大いに役立つのではないか。太いパイプにおおいに期待できる」と言い、松本教育長も「他市との交流も考えられています」と保護者の言に答えている。選挙

生徒の全部のシリから二三〇人なら二三〇人、
 びちっと市芦へ入っています。こういう人たちが受験した成績が出てくるから芦屋は、低い低いとなる。芦屋は勉強の遅れとる子がみな公立の試験をうけるとるわけですわ。何も全員が悪いのではない(甲第三六五号証の二)という発言に見られるように、勉強の出来ない子への蔑み、敵意が露骨である。尼崎を引き合いに出しながら、成績の悪い子は公立学校の試験を受けることが出来ないことをとくとくと語っている。

また、同会で「人を換えなあかん。校長・教頭を含めてびっくりするほど異動しようと思っている」「(教委や管理職の言うことの邪魔をする人はやめさすとか、転動させることができんというのはおかしい。それが当たり前のことやのに) 私もみなさんの考え方に全く同じです」と、意見の違う教員の免職や配転を宣言している。

権力で教育を支配しようとする発想は、「私学がイメージをあげているのは」私学はやっぱ教師の心構えが違うでしょう。理事長の「存で首になる」という「芦屋倶楽部」の新聞(甲第一〇〇号証)での発言でも裏付けられる。

また、「週刊教育プロ」という全国雑誌の一九九一年六月二五号(甲第二二八号証)では、「私が教育長に就任したときは、組合加入

率は九六%位でしたが、私の在任中に七五%まで減りました。(在任中はまさに組合との死闘の連続だったと聞いておりますが) そりゃあ大変でした。」と組合への偏見と敵視を示し、「人気の無い学校はほとんど廃校にすれば、税金の節約になるし、親は喜ぶし、子供も真剣になるし・・・」と、およそ公教育に責任を負う教育者の言とは考えられない発言を繰返している。

「四〇周年記念誌」(甲一二四号証)冒頭、松本教育長は多くの方からの手紙の例として、「芦屋に住居を移したことを子どもに申し訳ないと思っている。以前の中学で当たり前だったことが、当たり前でない。ガラスが割れ、時計は壊れている。『時間外だから』クラブ指導もしない」とか「中学校は、短縮期間が小学校より長い」とか、事柄の断片や現象の一部を誇大にひきながら偏見を増幅し、「高学歴志向の社会風潮のなかで競争の激化に対応出来ていない芦屋教育」と誹謗し、かつての「芦屋教育である受験教育、エリート教育」の復活を意図することで、問題化していた偏差値教育を煽りながら、政治宣伝の最大効果をあげようとしていたのである。

4 上述したような政治目的と教育観、行政手法をもつ松本教育長の手により進められたのが、処分者の言う「教育改革」であった。そ

れは、前述のとおり本当の意味での教育改革でなかったが故に、生徒の教育権の剥奪を含む多大な犠牲と被害を生徒にもたらし、教育破壊をもたらしただけであった。以下その点を明らかにする。

処分者は「昭和四〇年代後半ころより、教員による管理職の意思を無視した歪められた学校運営がしばしばなされ、この結果、昭和五〇年代後半には教職員の勤務状況、生徒指導、教育内容について学校荒廃という状況が見受けられるようになった。」(乙第一〇二号証P二)と何の根拠もなく事実無根の陳述をしている。

一九七〇年代に始まる市芦高校改革は、一九七一年(昭和四六年)に就任し一九七八年(昭和五三年)まで在任した山垣清平校長や山垣校長を引き継いだ岸本治郎校長、さらには組合創設にも参加し、組合推薦で教頭になり一九八一年度より校長に就任した前田和夫校長ら歴代の校長と教員とが一体とならなければ何一つ具体化出来ない課題ばかりであった。例えば、一人の生徒の奨学金取得を実現すること、一人の生徒の就職を確保すること、一人の生徒を中退から引留めること等のどの一つをとりあげても、学校を構成する管理職、教員、子供、親がそれぞれの立場で活力を最大限発揮する仕組みなくして一歩も進まないものばかりだった。

の票を目当てに、市教委の気に入らない教員のページ、強制異動が最初からの狙いの教育長人事だったことを物語っている(第五二回鈴木P三一〜三四)。

2 既に兵庫県教育行政は一九七五年(昭和五〇年)に小笠原教育長の就任を機に、それまでの「ひかりを教育の谷間に」から「教育の中に厳しさを」という方針で表される能力主義教育、エリート養成教育へ反動的転回をとげていた。

生活が破壊され能力主義的選別によって捨てられた生徒に徹底して「世話をやく」教育は、残りの四〇数人を犠牲にすることであり、教育の効率上認めることが出来ないこと、「ひかりを教育の谷間に」の方針のもとで進められた教育を意図的に歪めた上で、効率の名の下に弱者を切捨てようとするものであった(甲第三二四号証P九〜一〇)。

その一環として、前記した小中学校の加配教員の大幅な削減が市教委を含む反対にもかかわらず強行され、最終的に県の意向が押通されたのを機に、市芦高校についても加配教員の削減が始まる(甲三三九号証の二)など、市行政・市教育行政の後退が見られるようになっていった。

しかし、芝田教育長は「一人ひとりを大切に」する「芦屋の同和教育の方針を降ろさず、

「昭和四〇年代後半からの芦屋教育は過去の歩みをたどそうとしたもの」として過去の歴史を踏まえ、現場との対話を大事にし、あくまで対話による協調と前進を目指していた。

この事実を、松本教育長と交替する四ヶ月前の、一九八六年(昭和六一年)三月の市議会本会議における以下の答弁でも明らかである。

「人間尊重、人権教育という芦屋市の教育が掲げております基本精神は一人ひとりの人間の人間としてのかけがえない価値を、尊厳性を大事にし、一人ひとりの個性や能力を最高度に伸ばそうとする考え方でござります。昭和三〇年代から四〇年代前半のころは他市からの越境もあった一部エリート層に重点をおいた教育ではないか。その反面、被差別状況にある子供や障害を持った子供や学力の低下な子供がおろそかにされていたのではないか、情操面や健康面が軽視されていたのではないか、受験教科だけが重視されていたのではないか、いろいろな反省点がございまして。これらの反省に基づいて、昭和四〇年代後半から人間尊重教育を芦屋教育の基本に掲げてまいりまして、かつての過去の芦屋教育のひずみを直そうとしたものでござります。その結果、一人の落ちこぼれも許されないとする学力保障への厳しい姿勢は現場教師の中に浸透してまいりまして、学力低下、被差別

状況、障害生等の対象の子供は力をつけるようになってまいりました(甲第九六号証P七二〜七三)。

3 松本教育長が教育行政を進めるために用いた手法は、前任の芝田教育長の指導助言を中心にした非権力的手法とは対照的で、最初から「問答無用」の権力をかさに着た乱暴なやり方であった。

現場教員との対話は拒否し、「私は教育長となって最初の人事で、市内の学校の管理職を全員変えました。」(甲第二二八号証P三四)との発言からも明らかのように、人事異動を利用して管理職を恫喝し、手足とする官僚主義で徹底していた。また、裏では「芦屋倶楽部」などのミニコミ誌(甲第一〇〇号証)を使って、「市芦の先生の授業時間は平均一〇時間ありません。教科書は一冊も使っていない。他県や市で不採用の先生が芦屋市で採用されて先生になっている。そういう先生が今問題になっておる。日本の癌になるのは国鉄と日教組や」等の、事実無根のデマと中傷をまき散らした。

松本教育長の子どもを見る目は、一九八六年(昭和六一年)一月一三日の「芦屋の教育を聞く会」での発言に象徴的である。

「教育のレベルについて、はっきり言うと、今年の市芦の生徒でいくと、芦屋の三中学の

その意味では、歴代校長は、学校の教育活動が成立するための条件整備を図り、「自由な空気の中で」教員が学校の基本的教育目標や独自の教育課題に一体となって取り組むような体制を作り出すことに尽力していた。

学校の教育目標、教育課題を一つずつ実現し解決していくために、教職員全員の問題の認識の共有と実践による模索と検証が必須であり、そのために校務分掌や職員会議、学年会議、教科会議、各部会議等の諸会議が自然な形で整序され、機能していくことが求められたのであり、それが市芦高校の学校運営の実態であった。

だからこそ歴代校長から、学校運営のあり方について異議が出されたことは、「教育改革」以前には一度としてなかった。教員が協同で仕事を推進していく限り「課題」はあるが、処分者のいう「学校荒廃」など断じて存在しない。

一九四六年（昭和二十一年）文部省の「新教育指針」には、「学校運営において校長や二、三の教員のひとりぎめで事を運ばないこと、すべての職員がこれに参加して自由に十分に意見を述べ協議した上で事をなすべきこと」とある。教師の教育権を定めた学校教育法二八条、直接責任制を定めた教育基本法第一〇条の条理上、民主的に定められた職員会議規定に基づき校長を含む職員会議において学校運営に

ついて審議、決定することが必要であり、校長の管理性の中味は指導助言権と学校代表権と言いうるのである。

処分者は「校長権限の明確化を柱として、①校長を中心とする正常な学校運営については、職員会議規定の策定、任命制による校務分掌などによる学校秩序の回復を図った」（乙第一〇二号証P二）と主張する。

しかし、すでに民主的に定められた職員会議規定及び校務分掌委員会規定等に基づき長年にわたって円滑な学校運営がなされてきた事実を歪曲しての処分者の主張は、校長の権限強化という体裁をとりながら、市教委の学校現場への直接介入のシステムを作り上げることであった。

積上げられた貴重な経験や実状・実態を無視した介入が、どれほど手酷い混乱と被害を生徒および教員に及ぼしたかは、甲第三四〇号証P六、二七で一九八七年度について詳述している。

前田校長は、一九八六年（昭和六一年）一月一七日の職員会議で、「学校は会社更生法下にある会社のようなもの、私は禁治産者の立場にある」と言い、校長権限はないも同然、と自ら語っている。「市教委の言うままに、あなた自身の校長としての主体性がまったくないような気がするんだけど、あなた自身、みずから自分は主体性がないということをお認め

たことはないですか。あなた自身が職員会議の中でそういった発言を自らしたことはありますか」と聞かれ、「はい、あります」と答え（第一七回前田P一四）、「校長としての権限はないも同然で、市のほうからいろいろな指導を受けながらやっていかざるを得ないんだと、こういうことですか」と念を押されて「そういう部分もあるということですよ」と答えている（同P一五）。

校長としての職務を放棄し、市教委の言いなりになることを職務と考えた前田校長の変節は、校長権限を地に落すものであり、教育者としてあまりにも無惨であり、無責任きわまりないものである。

市教委の意を体した前田校長は、一九八七年（昭和六二年）四月一日に、従来の職員会議規定を破棄し、職員会議を校長が必要なくきに召集し、教頭が議長をし、議案提案権も制限し、単に相談・議論してもらうだけ（第一八回前田P三〇、三一、甲第四二二号証）にし、職員への校長、市教委の意思の一方的周知・伝達機関といったものへ形骸化した。

こうして校長を介する市教委の学校教育への露骨で陰險な介入は教育課程をはじめとして教育内容にかかわるものにまで及んでいったのである。

一九八七年（昭和六二年）度、この時期学校が抱える問題も生徒が抱える問題も山積み

になっていたにもかかわらず、教員が教育について議論し合うという職員会議が、一年間一度として開かれることがなかったことは、いかに異常な歪んだ学校運営がなされたかを示している。こうした学校運営で混乱が生じないという方が不自然きわまりない。

学校秩序の回復と言われる中身は、校長の意に反する教員を重要な校務分掌から排除し、教員の様々な会議を閉じていくことであった。学年会議は、従来は学年の生徒の指導に当たっている全ての教員がメンバーとして参加し学年方針を具体化していたが、学年主任と担任教員だけの会議（四、五名）とされ、他の教員には閉じられて、教育活動に大きな弊害を生んでいくこととなった。たとえば、三学年では大事な進路保障の体制は、従来、進路指導部の教員と三学年に所属する一〇数名の教員で取り組んでいた。それが進路指導の進学担当と就職担当の二名に加えて四、五名の学年メンバーという体制に変えられてしまい、進路保障活動とそれに欠かせない教育活動の低下を生み出すこととなった。

教員の意向を一切聞くことなく分掌組織をつくりかえ、学年主任、各部部長、教科主任、担任、学年所属、各教科の科目・学年担当、持ち時間等すべてを管理職の独断で決め、非常にいびつな教員配置がなされたのである。

前田校長は、特定の教員を担任からははずす

ことや、就学保障・進路保障など授業を除いて生徒を直接指導する分掌から排除することを意図した。そのため、生徒の側に立ってそれまでの経験や実績を考慮するという教員配置はなされなかった。たとえば、一九八八年（昭和六三年）強制配転される申立人深沢は、誰が評価しても長年にわたって進路指導や奨学金係の重責を担ってきたベテランだが、図書係という分掌をあてられていった。

専任の奨学金係は無くして学年主任の兼任とし、この年、任命された三人の学年主任は、全員一度も奨学金の係を担当した経験も奨学生指導の実績も持たない教員であった。進路指導部長には臨時職員の助教諭があてられ、生徒部長には教員免許状を持たず、担任経験もない実習助手があてられた。いずれも学校教育法五二条の二、三施行規則（甲第三九二二二号証）に違反してのことであった。一二名の担任のうち二名は臨時職員の助教諭であった。四月には休職中で五月になるまで復職しない教員を担任にあてるなど、いずれも例のないことである（甲第四一〇号証、甲第三四〇号証P二、P二二）。

教科内の担当や学年、持ち時間まで教科担当に相談無く割り振ったことの混乱はすぐに出てきた。一ヶ月近く時間割も定らず（甲第三七号証）、始業式が済み明日から授業だといふのに教員の手に教科書も渡らない、選択授

業については生徒名簿すらできず、当然教科書の指示等出来ないといった事態が生じた（甲第三四〇号証P一三、一八）。おおよそ、学校として考えられない混乱を示す事態であり、その責任はすべて処分者にあった。

学校教育法施行規則第二二条の二（甲第三九二二二号証）によれば、本来校務分掌は、「調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組を整える」ものであり、事務次官通達（昭和五一・一・二三）によれば、「学校においては（中略）教員や児童生徒の創造的な活動を励まし、教育活動を適切に指導することが必要である。『校務分掌の仕組を整える』とは、学校において全教職員の校務分掌する組織を有機的に編成し、その組織が有効に作用するよう整備することである」（甲第三九二二二号証）とされている。以上の趣旨に添って市芦高校では、従来、校務分掌に関しては、校長も認めているように、校務分掌委員会を通じて円滑に運営され、全教員の力を引き出していた。「つまり、校務分掌に関して、従来、先生方の総意、あるいは校務分掌委員会を通じて円滑に民主的に運営されておったのではないですか」との質問に対して、「はい。」と答えている（第一八回前田P一六、一七）。

校務分掌は、教頭と公選の委員三名で構成される校務分掌委員会が全体の編成方針を出

し、それに基づき全教員の意見を聞き、調整し、全体に諮り、校長の決裁を受けるという手続きを経て決められていた。それが適材適所の配置と全員の協同体制を保障し、円滑な学校運営を保障していた。学校秩序は有効に機能していたのである。こうした運営が破棄されたことは、教育組織としての学校秩序が破壊されたことを意味したのである。

5 次に、処分者のいう学校正常化の「②人事管理の適正化」とは、行政改革を口実として教職員定数を大幅に削減し、意図的に過員を作り出すと共に、過員でない場合は人事交流の積極化なる口実でもって市教委・管理職にとって不都合と考える特定教員（甲第二十七号証井上メモ）の市芦高校からの排除を実行することであった。

このことは、各申立人の陳述書（甲第二十九号証、甲第二十七号証、甲第二十七号証、甲第二十九号証、甲第三〇四号証、甲第三十三号証、甲第三十七号証、甲第三三〇号証、甲第三四〇号証）から明白である。

前記したように、一九七〇年代に始まる「高校全入」の思想と運動を被差別の側から深化させ、「進学保障制度」を軸として地域に開かれた高校として市芦高校改革が進められるための不可欠の条件の一つが加配教員制度であった。処分者は、この事実を無視し、いわゆ

る「定数標準法」に拠るとして、定数条例を改定し加配教員制度を全廃したのであるから、明らかに加配教員制度をよりどころの一つとする市芦高校の教育活動を一挙に押しつぶすことを意図していたのである。

市芦高校の教育活動の破壊が、教職員定数の大幅削減の別の予定された意図であった。教職員定数削減には二重の悪意が込められており、その一つは子供の教育権保障に熱心な教員の排除であり、もう一つは部落差別・障害者差別をはじめさまざまな社会的差別あるいは家庭崩壊や経済的困難などを背負いながらも高校教育に希望を託していた子供と親を切捨てることであった。

なお、詳細は後記する。

6 さらに、処分者は改革の項目として「③教育課程については、従来の画一的なものから生徒の興味・関心・進路に応じた選択科目を大幅に取入れ内容の充実を図った」（乙第一〇二号証P三）と主張する。

しかし、これは生徒と教員の意に反して、生徒の実態や市芦高校で積上げられてきた教育実践を無視した主張で、生徒の学習を損ない、授業を破綻させる結果に終わった。「改革」された教育課程は進学重視の編成であったが、後述するように、逆に実績も上がらず、大幅な改訂を余儀なくされた。この失敗は、市教委の

介入がもたらす教育破壊の顕著な例である。

もともと教育課程の編成はすべて教育内容に関わることであり、学校教育法二八条六項に法的根拠を有する教員の教育権限に関することである。「学校の教師はみずから行う教育活動の内容を自主的に決定する機能を保障されている」（兼子仁「教育法・新版」P二七三）ので、教育行政機関である市教委が教育機関である学校の教育の内容にかかわる事項に関して有する権限は、原則的に指導・助言に限られる。このことは教育基本法一〇条の趣旨からしても当然である。

市芦高校においても、従来は教科会議、学年会議、カリキュラム委員会、教務部会、職員会議等で十分審議し、決定され、市教委もそれを承認していたことは前田校長も認めている。（第一七回前田P一）

ところが、前田校長は、一九八六年（昭和六一年）一〇月一七日に、同年七月四日に既に職員会議で決め、校長も承認し、それに基づき七月には来年度の教科書まで注文済みであった一九八七年（昭和六二年）度の教育課程（甲第一一〇号証）を破棄し、一切の会議を開くことなく、何一つ職員に知らせることなく、何の協議もしないまま一九八七年（昭和六二年）度教育課程を全く独断で提出したのである。

教育課程はそれぞれの教科担任や教科会議

に図ることが、最低の条件であり、まして二、

三年生については教育課程の一貫性と連続性もあり、同年七月に校内で決定されていた教育課程も前年度市教委により承認されたものを基本にしていたので、校長が独断で決めた教育課程では大きな混乱も予想され、全教員が反対した。

しかし、「翌年の六二年度分からについては、教育長なり、教育委員会から特別な指示はなかったんでしょか」と質問され、「そのときもありました。七月か、八月ごろだったと思います。これは教育長からだったか、多分教育長からも言われたと思います。」と答え、「そうすると、あなたとしては今度は先生方の反対はなんとかしなくちゃいかんと、反対をおしきつても、この選択制をとりいれんといかんと、こう考えたわけですね」との質問に「はい」と答えている（第一七回前田P三（四））ように、市教委の言いなりになって、全教員の反対を押し切って強行した。

市教委が学校現場の教育課程編成に指導・助言の域を越えて介入したことは明らかである。導入された教育課程は「特色ある学校づくりをめざし、多様な生徒の興味、関心、卒業後の進路に即し、生徒一人ひとりの個性の伸張を図るために取入れた」（乙第一〇二号証P八）ということであったが、およそ生徒の実態と今まで積上げられた実践と研究成果を無

視したものであった。

従来の教育課程は、生徒の状態や教員配置を十分検討し、すべての生徒に対して人間的成長のために必要かつ中核となるべき多面的な教養の保障を目的とし、特に基本・基礎を重視し、しかも幅広い学力を身につけるためクラス全員の共通履修する科目を中心に組まれていた。そのことはクラスのまとまりや人間関係を大切に学習活動が出来、教科学力だけでなく人間的成長にも役立つものであった。しかも、三年になると、進路に応じた選択科目の学習があり、進路に十分対応出来ていたのである。

ところが、市教委がおしつけた教育課程は、何よりもクラスを解体してしまい、そのことにより生徒と生徒の人間関係のつながりの中で行われてきた学習活動が破壊され、学習への意欲が殺がれ、生徒を退学に追い込んだり、進路を切り開く力を失わせたりしたのであった。強行導入された教育課程がどのような混乱と被害を生徒に与えたかについては、当時学校現場にいた深沢証人が甲第三四〇号証P一三（二七）で、大角証人が甲第三六六号証P一〇（二二）で証言しているところである。

何よりも、当の生徒たちが受入れられず、強い不信と抗議、改革への反対意思が示され続けたこと（甲第三四〇号証P二〇、P二四（二七）、甲第四五号証、甲第四八号証、甲第五

九号証、甲第三五八号証）が何よりもこの教育課程の性格を証明している。

成績別クラス編成による授業は崩壊し、翌年の一九八八年度から廃止されている。一九九〇年（平成二年）一〇月には校長から大幅選択制教育課程の変更が伝えられ、翌年から大幅に改訂されることとなった（甲第三六六号証P二一（二二））。これらの事実が、明らかに強行導入された教育課程の破綻を示すものである。

とりわけ、多様な選択制で一人ひとりの進路を保障するといううたい文句で、特に大学進学を目玉とし、受験知識の詰め込みに効率的であるとされた教育改革であったが、進学を含めて、生徒の進路を閉ざすことになっていった。そのことは以下の大角証言に明らかである。

「大学及び短期大学進学者数は激減し、改革前の六年間と改革後の六年間を比較すると、改革前は平均して大学が一九人、短大が一人進学していたのに、改革後は大学二人、短大四人ということで、大学進学を目玉として多数の生徒の切捨てを省みることがなかったにもかかわらず何の成果も上げ得なかった。就職状況も改革前の就職率は四四・五一％と安定していたが、進学も就職もしない無業者が増加し進路先を選べない生徒が何人も出てきている。」（甲第三六六号証P四（七））。処

分者は改革後の進学者数が激減したことについて「教育改革が破綻した結果でなく、大学入試を取巻く状況が急変したことが大きな理由である」(乙第一〇二号証)というが、そのために提出された乙第一〇三号証においても、既に改革前から一八歳人口が増加しており、それに対処する進路指導が行なわれていて、生徒の進学率を維持してきたのである。状況の急変などという事態ではなく、教育課程の急変による授業の崩壊や進路指導体制の崩壊が結果したのである(甲第三六六号証、第七五回大角P八)。このことは、「教育改革」がいかに市芦の教育力を低下させたかを証明している。

7 処分者は「④生徒指導の徹底、不徹底な指導体制を統一し、指導の強化をはかった」というが、校則を厳しくし、処分第一主義の管理体制の強化をはかっただけで、機械的な処分が生徒の学習意欲を殺ぎ、学校嫌いが多数出るという結果、中退者を増やしていった理由の一つとなった(甲三六六号証P九一〇)。

生徒指導の画一化や形式化が指導体制の統一と理解され、一つひとつの事件も生徒の生活背景や生徒集団との関わりに即して考えることなく、対症療法的な生徒管理技術が有効であるかのような幻想の中で、生徒の窒息状況を強め、活路を奪っていっただけであった。

市芦高校に限らず小・中・高の生徒たちが学校に抱いている不満や悩みは、多様なカリキュラムが組織されていないことでもなければ、教育の方法が個性化されていないことでもなく、学校に居場所を見失っていることであり、学び成長し合う仲間を見失っていることであり、信頼しうる教員との親密な関係を見失っていることであり、その結果自分自身を見失う危機に直面していることである。学ぶ意味と学ぶ仲間を見失い、連帯する場所として学校が存在するには、生徒の誤りや躓きに機械的処分を対置し放逐することで問題の解決がはかられたとするのではなく、生徒の生活と教育を結び、そのことで個々の生徒の自立を援助すると共に、生徒集団の自治を不断に鍛え上げることが大事である。

「教育改革」前の市芦高校の生徒指導が目指したものがそれであり、個々の生徒の存在を認め合い、いかに互いに学び、繋がるかを模索することであった。それは、ホームルームや生徒会や部落問題研究会、朝鮮文化研究会、障害者解放研究会などの生徒の自主活動、奨学生活動などの場の、地道な活発な存在に支えられて進められていたのである。

「生徒指導の強化」と言われる「改革」がもたらしたものは、ホームルーム活動、学校行事、生徒会行事等の衰退、部落問題研究会、朝鮮文化研究会、障害者解放研究会などの生徒の自主活動、奨学生活動などの場の、地道な活発な存在に支えられて進められていたのである。

生徒の自主活動、奨学生活動などの解体であった(甲第三六六号証P二二一三三)。こうした学校内部の生命力の衰退を「教育荒廃」というのではないか。「教育改革」こそ深い退廃で生徒と教員を包囲するものであったと言える。

8 教員定数の大幅削減、強制配転と連動しているのが、処分者のいう「選抜要綱」に基づく適正な入学者選抜の実施」という「改革」である。これは、七〇年代以降市芦高校教育の軸であった進学保障制度をその理念においても実際ににおいても廃止し、障害を持つ生徒をはじめ被差別下にある生徒を排除し、その教育権を奪うことであった。

松本教育長のいう「入試選抜の適性化」を具体化したのが、就任一年目、二年目の市芦の入学試験における大量の定員内不合格者を出したことである。一九八七年(昭和六二年)度の入試では、定員一四一名にたいして一三四名の受験者があったのに、実に三三名を不合格にしている。

一九八七年(昭和六二年)度入試をめぐる前田校長の証言は、「教育委員会の方から(選抜要綱に)正しく準拠して行いなさいと、運用しなさいというようなことを言われたもので、十分準拠するように点検をいたしました。合否判定委員は若干名というようなことで、私のほうでそういうふうに変更しました」(前

田一七回P三三)。申立人代理人の「あなたも認めたとおり、非常に異常な大量不合格者です」との尋問に「はい」(同P三九)と答え、さらに申立人代理人の「定員さえ充足しないような大量不合格を出したわけだけど、それはどういう考え方からですか」との尋問に「いや、県立高校の募集要綱に正確に準拠したと、それまでは正確に準拠していなかったと、こういうことであります」と証言している。

この証言は一九八七年(昭和六二年)一月二〇日の芦屋市議会決算特別委員会での松本教育長の発言「……それで市芦高校におきましても、今まではいろんなことがあったと思いますが、私はこの措置を現在安易に考え、言葉は適切ではありませんが、悪用されている面がなきにしもあらずというふうに考えております。そういう点で見直すべき点ははっきり見直す、こういうふうな考えております」(甲第一二二号証の一、二)に符節を合わせるものである。

前田校長自身が「私は禁治産者である」と言い、「一切が市教委の指揮下にある」と言う下で行われた異様な合否判定委員会であった。数名の判定委員を校長が任命し、仕事上の委員を当人に行く先も告げず、食事に行くと言って校長が校外へつれ去り、翌朝まで家族にも居場所を知らせることを禁止された状態で合否判定会議が行われ、判定会議の内容につ

いては永遠に秘密だ、守秘義務違反は処罰の対象との脅しをかけられ、秘密厳守の誓約書に署名させられ、判定委員は蒼白な顔で翌朝帰校したのである。形式的には「合否判定は校長の権限」(第三四回小林P一六)と言いつくろおうとも、明らかに市教委の指示で左右されているものである。

定員内大量不合格という事実については、当然のことながら、公教育の責務を放棄したものととして、新聞紙上でも教育学者らの強い批判を受けた(甲第二二九号証)。

一九八八年(昭和六三年)は一三三名の受験者にたいして二五名を不合格にしている。入試を前にして、市内の小・中学校の障害児とその親、市芦卒業生および在校生の親らが「進学保障制度の存続および、障害児の後期中等教育保障について(申入書)」(甲第二二六号証)を松本教育長に提出している。この文書の中に、一体どのような子供と親が「教育改革」のいけにえとされたのか、その一例が述べられている。

以後も定員内の大量の不合格者は続く(甲第三六六号証P四)のである。その結果、「教育改革」は以前九七・九八%であった高校進学率を、一気に九五%に引き下げた。特に、その中味において公立全日制への進学率は五%程下がり、定時制・通信制や養護学校への進学が増えていくことになった(甲第一二四

号証P六二)。

大量不合格は、以後の志願者数の激減にもつながっていく。改革前の六年間平均ではおよそ二二八名の卒業生を出していたのに、改革後の六年間平均は九一名となり、「教育改革」以後一学年につき平均三七名もの卒業生の減少が見られるが、このことは入口における切捨てと入学してから切捨ての結果であり、松本教育改革がいかに多くの生徒を犠牲にしたかを証明している(甲第三六六号証P三〇四)。

9 前記したように、教員数の大幅削減と強制配転、入学試験での定員内大量不合格、進学保障制度の廃止と障害生の切り捨て、職員会議規定の改訂と任命校務分掌による学校運営の独断専断化などを内容とする「教育改革」は、市芦高校の教育破壊をもたらしただけであつた。およそ、学校教育にかかわって教育行政が行うべき最大の責務は、教育条件の整備・向上であるべきなのに、今回市教委が「教育改革」の名で行ったことは、組合をつぶし、同和教育を核とする市芦高校の教育運動を破壊することを目的とする非常に政治的なものであったことは明らかである。

前述のとおり、一九八六年(昭和六一年)と一九八八年(昭和六三年)に出された芦屋市同和对策審議会答申は、市芦高校について、困

